

地方分権改革・提案募集方式により実現された制度改革等の活用状況に係る調査

(内閣府地方分権改革推進室 令和6年度実施)

I 調査趣旨

提案募集方式により改正された制度等が地方公共団体（都道府県、市町村及び特別区）で利活用されているかを定量的に把握する。

II 調査期間・調査方法

【調査期間】

令和7年1月～令和7年3月

【調査方法】

総務省「調査・照会（一斉調査）システム」により地方公共団体（都道府県、市町村及び特別区）に調査票を送付

III 調査項目

（1）新規に調査対象とする項目：「住民サービス」の向上の観点から重要な提案を選定

- ① 社会医療法人の認定要件緩和（H26管理番号308・387）
- ② 朝・夕の時間帯における保育士配置定数の緩和（H27管理番号168）
- ③ 病児保育事業の補助要件の緩和（H28管理番号181）
- ④ 一時預かり事業に係る人員配置基準の緩和（H29管理番号300）
- ⑤ 児童扶養手当の現況届の提出方法の明確化（R4管理番号9）
- ⑥ マイナンバーカード交付事務に係る委託可能な業務の拡大（R4管理番号90）

（2）過去に調査を行った提案の追跡調査：平成30年度調査の調査項目から選定

- ⑦ 放課後児童健全育成事業に係る補助要件の緩和（H26管理番号161・259・953-2）
- ⑧ 都市公園における運動施設の敷地面積に関する規制緩和（H27管理番号141）

地方分権改革・提案募集方式により実現された制度改革等の活用状況に係る調査

(内閣府地方分権改革推進室 令和6年度実施)

IV 調査結果の概要 (1) ①～③：新規調査

項目名	制度見直しの概要		照会対象 回答率	認知度	活用状況	備考
①社会医療法人の認定要件緩和 (平成26年提案)	(1)	1 都道府県にのみ病院を開設し、他の都道府県に診療所を開設する医療法人で、医療の提供が一体的に行われている場合、社会医療法人の認定において、診療所所在地の都道府県における救急医療等確保事業の実施が不要になった	都道府県 95.7%	82.2%	2 団体	要件に合致する社会医療法人を有するのは 2 団体
	(2)	社会医療法人の認定において、へき地医療に係る医師派遣日数の基準が緩和された ※「へき地診療所への医師派遣・巡回診療日数」の基準について、「当該病院からの派遣・巡回診療日数」だけでなく「当該病院からへき地拠点病院への医師派遣日数」及び「へき地拠点病院からの医師派遣・巡回診療日数」の基準が追加された。		95.6%	8 団体	無医地区※があるのは40道府県 (R4厚生労働省調査) ※医療機関のない地域で、当該地区の中心的な場所を起点として、おおむね半径4 kmの区域内に50人以上が居住している地区であって、かつ容易に医療機関を利用することができない地区
②朝・夕等の時間帯における保育士配置定数の緩和 (平成27年提案)	朝夕の児童数が少数となる時間帯における保育所の職員配置について、「保育士2名」から、「保育士1名＋同等の知識・経験を有する者」の配置が可能となった		市区町村 51.4%	91.1%	275団体	非活用団体の約6割は「活用する必要がない(通常の配置が可能)」と回答
③病児保育事業の補助要件の緩和 (平成28年提案)	保育士2名以上の体制を原則とするところ、満たすべき病児保育事業の職員配置要件が緩和された ①離島・中山間地等で利用児童の見込みが少なく、医療機関併設型で定員2人以下の場合、かつ ②必要な知識や技術等を修得した看護師等を1名専任で配置し、病児育成以外の業務に従事している看護師等1名が、必要な場合に速やかに対応できる職員配置を確保し、利用児童の病状等を定期的に確認・把握した上で、適切な関わりとケアを行うこと		市区町村 51.8%	75.8%	81団体	非活用団体の約6割は「活用する必要がない(通常の配置が可能)」と回答

地方分権改革・提案募集方式により実現された制度改革等の活用状況に係る調査

(内閣府地方分権改革推進室 令和6年度実施)

IV 調査結果の概要 (1) ④～⑥：新規調査

項目名	制度見直しの概要	照会対象 回答率	認知度	活用状況	備考
④一時預かり事業に係る人員配置基準の緩和 (平成29年提案)	一定の条件の下で、一般型一時預かり事業の職員配置要件が緩和された ①日平均利用児童数がおおむね3人以下の場合、家庭的保育者を保育士とみなすことができる ②①の条件に加え、保育所等と一体的に事業を運営し当該保育所等を利用している乳幼児と同一の場所で当該事業を実施し、当該保育所等の保育士による支援を受けられる場合には、保育士1名で処遇ができる乳幼児数の範囲内において、保育従事者を保育士1名とすることができる	市区町村 51.6%	85.8%	149団体	非活用団体の約半数が「活用する必要がない(通常の配置が可能)」と回答
⑤児童扶養手当の現況届の提出方法の明確化 (令和4年提案)	児童扶養手当の現況届について、対面手続が困難である特別な事情の有無に関わらず、対面以外の方法で手続を行っても差し支えないことが明確化された	市区町村 51.8%	93.9%	300団体	非活用団体の約7割が「届出事項以外に支援の必要性等について聞き取りや確認を行うため」と回答
⑥マイナンバーカードの交付事務に係る委託可能な業務の拡大 (令和4年提案)	マイナンバーカードの交付・更新に係る統合端末の操作について、外部委託可能な範囲が「個人番号カード交付前設定」の操作権限に限定されていたところに、「交付委託事業者等操作者」※の操作権限が追加された ※カードの交付・一時停止解除、暗証番号の変更・再設定等	市区町村 51.5%	94.8%	33団体	非活用団体の約6割が「特段支障がなく、活用する必要がない」と回答

地方分権改革・提案募集方式により実現された制度改革等の活用状況に係る調査

(内閣府地方分権改革推進室 令和6年度実施)

IV 調査結果の概要 (2) ⑦～⑧：追跡調査

項目名	制度見直しの概要	照会対象 回答率	活用状況の変化 (H30⇒R6)	備考
⑦放課後児童健全育成事業に係る補助要件の緩和 (平成26年提案)	利用者数10人未満の放課後児童クラブについて、要件※を満たせば国庫補助対象となるよう放課後児童健全育成事業が拡大された ※「山間地、漁業集落、へき地、離島で実施している場合」「実施している小学校区内において唯一の支援の単位である場合」「そのほか当該事業を実施する必要があるとこども家庭庁長官が認める場合」のいずれか	市区町村 51.8%	R6回答のうち 216団体 が活用 107団体 が新たに活用 (H30調査以降)	回答団体のうち緩和要件の対象となる「利用者数10人未満の放課後児童クラブ」を有する団体は235団体であり、 要件を満たす団体の9割以上が活用 している
⑧都市公園における運動施設の敷地面積に関する規制緩和 (平成27年提案)	都市公園法において全国一律に定めていた都市公園の敷地面積における運動施設の敷地面積割合の上限「100分の50」を「参酌すべき基準」として、上限設定を条例に委任した 注) 設問においては、「100分の50」以外の上限を定めているものを調査 (H30・R6とも)	都道府県 95.7% 市区町村 51.3%	新規活用団体なし (H30調査以降) 14団体 が新たに活用 (H30調査以降)	H30調査で活用と回答した団体のうち、「100分の50」を条例で定めたことを活用ありとしたものが相当数あったため区別

地方分権改革・提案募集方式により実現された制度改革等の活用状況に係る調査

(内閣府地方分権改革推進室 令和6年度実施)

V 調査項目（1）の調査結果（各論）

①社会医療法人の認定要件緩和 【都道府県】

- (1)救急医療等確保事業の実施をしない診療所所在地における社会医療法人認定
- (2)へき地の医師派遣形態の緩和

- 認知度は(1) 8割以上（82.2%）、(2) 9割5分以上（95.6%）と、幅広く認知されている。
- (1)については、要件に合致する社会医療法人を有するのは2団体で、2団体どちらも活用している。
- (2)については、無医地区があるのは40道府県（令和4年10月末）で、うち 8団体が活用。
- 約9割の団体が、国からの通知の情報共有、ホームページやSNS等デジタル媒体を通じて、認定要件の認知度向上に取り組んでいる。

②朝・夕等の時間帯における保育士配置定数の緩和 【市区町村】

- 認知度は、回答のあった市区町村全体の 9割以上（91.1%）と、幅広く認知されている。
そのうち市・区で9割を超えるのに対し、町・村は8割程度となり、小規模団体の認知度は相対的に低い傾向にある。
- 回答のあった市区町村のうち、制度を活用している団体は275団体（30.7%）となっている。
区では活用率6割以上だが、市では4割未満、町・村では2割未満となっており、小規模団体の活用率が低い傾向にある。
- 制度を活用していない団体の約6割が「活用する必要がない（時間帯に関わらず保育士2名以上の配置可能）」と回答。
そのほか31団体が今後活用を予定していると回答した。
- 活用の効果として、効率的な人員配置が可能になったことや、保育士等の負担軽減を挙げる団体が多い。

地方分権改革・提案募集方式により実現された制度改革等の活用状況に係る調査

(内閣府地方分権改革推進室 令和6年度実施)

V 調査項目（1）の調査結果（各論）

③病児保育事業の補助要件の緩和 【市区町村】

- 認知度は、回答のあった市区町村全体の8割未満（75.8%）であった。
市・区の認知度は9割弱あるが、町・村では5～6割となり、小規模団体の認知度が低い傾向にある。
- 離島・中山間地等利用児童の見込みが少ない地域が対象であり、制度を活用している団体は81団体となっている。
- 緩和された要件を活用していない理由として、認知しており活用していない団体の6割近くが「保育士・看護師等の2名以上体制が可能」であり、緩和要件の活用の必要がないことを挙げている。
なお、緩和された要件を活用していない団体の3分の1は病児保育事業そのものを実施しておらず、要件を満たす看護師等の配置ができないことや、対象施設がない・利用児童がいないことを理由として挙げる団体が多い。

④一時預かり事業に係る人員配置基準の緩和 【市区町村】

- 認知度は、回答のあった市区町村全体のおよそ8割5分（85.8%）であった。
市・区の認知度は9割以上あるが、町・村では7割強となり、小規模団体の認知度がやや低い傾向にある。
- 回答のあった市区町村のうち、制度を活用している団体は149団体となっている。
- 緩和された要件を活用していない団体の約半数が、「通常必要な人員を配置可能であり活用の必要がない」と回答。
回答のあった区の全てが一時預かり事業を実施しているが、多くが緩和要件の活用が必要がないと回答。
- 活用している団体の約半数が、令和元年度以前と比較して事業の実施施設数や利用が増加したと回答している。
その他人員配置が効率化されたという回答もあったが、一方で影響なしとの声もあった。

地方分権改革・提案募集方式により実現された制度改革等の活用状況に係る調査

(内閣府地方分権改革推進室 令和6年度実施)

V 調査項目（1）の調査結果（各論）

⑤児童扶養手当の現況届の手続方法の明確化 【市区町村】

- 認知度は回答のあった市区町村全体の **9割以上**（93.9%）と、幅広く認知されている。
市・区の認知度はほぼ10割であるが、町・村では8割強となり、小規模団体の認知度が相対的に低い傾向にある。
- 回答のあった市区町村のうち、制度を活用している団体は**300団体**（33.3%）となっている。
- 活用していない団体の約7割が「届出事項以外に支援の必要性等について聞き取りや確認を行うため」と回答。
非対面手続による不備を懸念する回答も多く、活用予定があるとの回答は活用していない団体の1割程度。
- 活用団体からは効果として、手続に係る負担軽減効果が見られたとの回答が多く寄せられた。
また、仕事を休む必要がなくなること、支給停止受給者の来庁が不要になることによる心理的障壁の解消も挙げられた。
一方で、非対面化により提出書類の不備が増えたという回答もあった。

⑥マイナンバーカード交付事務に係る委託可能な業務の拡大 【市区町村】

- 認知度は回答のあった市区町村全体の **9割以上**（94.8%）と、幅広く認知されている。
市・区・町の認知度は9割を超え、村では8割強となっている。小規模団体の認知度が相対的に低い傾向にある。
- 回答のあった市区町村のうち、制度を活用している団体は**33団体**となっている。
- 制度を活用していない理由は、「これまで特段支障が生じておらず、活用する必要がない」が回答の約6割。
次いで事業切り分けや予算確保が困難であるとの回答があった（約4割）ほか、
委託先業者との調整やフォローが必要となるため負担軽減が見込めないとの回答もあった。
一方で、およそ100団体が今後活用予定と回答している。

地方分権改革・提案募集方式により実現された制度改革等の活用状況に係る調査

(内閣府地方分権改革推進室 令和6年度実施)

VI 調査項目（2）の追跡調査結果（各論）

⑦放課後児童健全育成事業に係る補助条件の緩和 【市区町村】

- 回答のあった市区町村における活用団体のうち、平成30年度調査後に**107団体**が新たに活用している。
新たに活用した団体のうち**92団体**は市である。
- 令和6年度調査において、本制度の対象となる「利用者数10人未満の放課後児童クラブ」を有する団体は**235団体**。
そのうち活用しているのは**216団体**であり、要件を満たす団体の**9割**（91.9%）以上が活用している。
- 事業の適用要件について、全支援単位に対して
 - 「実施校区内において唯一の支援の単位である場合」の条件を満たすものが約半数。
 - 「山間地、漁業集落、へき地及び離島で実施している場合」によるものは約1割。

⑧都市公園における運動施設の敷地面積に関する規制緩和 【都道府県・市区町村】

- 都市公園法施行令第8条第1項に示す参酌基準「100分の50」以外の上限を条例で定めた団体を調査。
平成30年度調査においては、政令改正に伴い「100分の50」を上限に設定した団体の回答があった。
令和6年度調査においても同様の回答があったため、これを区別している。
- 回答のあった都道府県のうち、平成30年度調査以降に新たに活用した団体はなし。
平成30年度調査時から変わらず**3団体**が活用している。
- 回答のあった市区町村のうち、**60団体**が規制緩和により「100分の50」以外の上限を定めていることを確認した。
そのうち、**14団体**が平成30年度調査以降新たに上限を設定したことを確認した。
- 制度活用の主な理由として、将来的な運動施設の整備に際し基準を超過する見込みであることが挙げられた。
また、原則として政令に則り上限「100分の50」としながらも、特定の公園について別途上限を設ける団体も見られた。